モバイルデータ通信機器　貸与申請書

国立大学法人東京農工大学　農学部長・農学府長・連合農学研究科長　殿

以下の事項を順守し、モバイルデータ通信機器の貸与を受けたいので、下記のとおり申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請日 | 　　年　　月　　日 | 学　籍　番　号 | 　　　　　　　　 |
| 学 科 / コース | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 学生氏名（被 貸 与 者） |  |
| 利　用　場　所 | 実家・下宿等自宅・その他（　　）　該当しないものを削除 |
| 送付先 | 実家・下宿等自宅・その他（　　）　該当しないものを削除 |
| 住所・連絡先※下宿等自宅、その他での利用予定者も①の記載は必須 | 1. 実家の住所・電話番号(必須)

〒　　　－　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日中の連絡先）　　　　　－　　　　－　　　　　 |
| 1. 下宿等自宅等の住所・電話番号(①以外への送付（利用）の場合)

〒　　　－　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日中の連絡先）　　　　　－　　　　－　　　　　 |
| 貸与期間 | 令和2年5月以降機器受領日～7月31日（金） |
| 返却期限 | 令和2年8月3日（月）必着 |
| 貸与理由 | 自宅にて十分な通信環境の確保ができていないため。 |

【順守事項】

1. 貸与可能期間は、上記に示すとおりとし、期間終了後又は当該期間中に貸与理由が消滅した時（自宅等のネットワーク環境が整備された等）は、直ちに学生支援室へ返却（返却の方法は別紙参照）しなければならない。
2. 被貸与者は、その貸与を受けた時から貸与機材について保管管理などの義務を負い、盗難・破損等の事故が生じたときは、生じた損害について責任を負うものとする。
3. 被貸与者は、その貸与を受けた貸与機材を返却期限の令和2年8月3日（月）までに返却しない場合は、そのことにより生じた損害について責任を負うものとする。
4. 被貸与者は、貸与機材のいかなる形態であれ、他者の利用または担保物件に供してはならない。
5. 貸与期間中は、大学のGmailアカウントを毎日確認すること。

注）現時点で8月以降の貸与延長は計画しておりません。貸与期間中に自宅ネット環境の整備を進めて下さいますようお願いいたします。

【提出期限】　令和2年6月24日（水）

【提出先】　Mail akyomu12@cc.tuat.ac.jp　（府中地区学生支援室）

※個人情報については、本貸与の目的に限定して使用させていただくこととし、その他の目的で使用いたしません。